

令和元年度 第1回山口県道路メンテナンス会議

日時：令和元年8月26日（月）

13：00～14：30

会場：防府土木建築事務所

別棟 大会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

（1）規約改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料① P 3

（2）道路メンテナンス会議年間スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・資料② P 7

（3）点検1巡目（H26～H30）の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料③ P 8

（4）点検2巡目（R1～R5）の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料④ P 18

（5）情報提供

・インフラメンテナンス国民会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料⑤ P 19

（6）その他

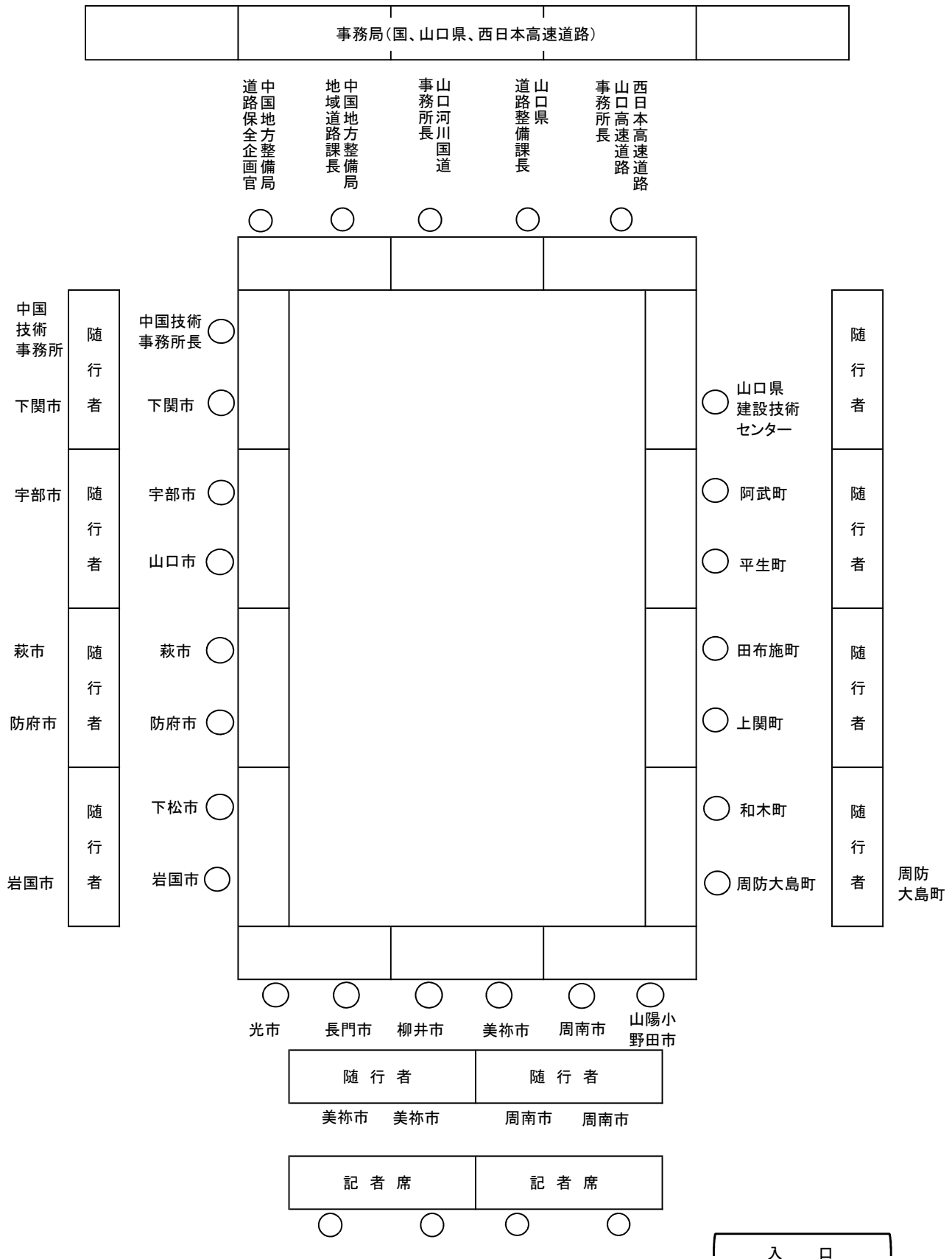
3. 連絡調整

4. 閉会

令和元年度 第1回山口県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役職	氏名	代理出席者		随行者
				役職	氏名	氏名
会長	国土交通省中国地方整備局	山口河川国道事務所長	高井 嘉親			
副会長	山口県土木建築部	道路整備課長	城一 俊幸			
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	山口高速道路事務所長	前村 寛之			
	下関市	建設部長	江崎 暢宏	建設部次長	清水 悟	道路河川建設課係長 上野 浩平
	宇部市	都市整備部長	小森 和雄			道路整備課係長 末村 明彦
	山口市	都市整備部長	坂本 公昭	道路河川管理課長	安谷 達也	
	萩市	土木建築部長	須山 靖夫	土木建築部次長	吉屋 満	係長 西川 仁了
	防府市	土木都市建設部長	佐甲 裕史	土木都市建設部次長	友景 康浩	道路課 維持安全係長 原田 良紀
	下松市	建設部長	原田 克則	建設部次長	久保田 幹也	
	岩国市	建設部長	木邊 光志	道路課副課長	長谷 倫孝	道路課橋りょう班長 坂本 剛
	光市	建設部長	吉本 英夫			
	長門市	建設部長	早川 進			
	柳井市	建設部長	古谷 浩介			
	美祢市	建設農林部長	志賀 雅彦			建設課企画員 寺田 和弘 建設課主任 山下 徹也
	周南市	建設部長	中村 一幸	建設部次長兼道路課長	濱田 和茂	道路課橋りょう担当 係長 山本 謙介 道路課主査 今井 努
	山陽小野田市	建設部長	森 一哉	建設部次長兼土木課長	森弘 健二	
	周防大島町	産業建設部長	林 輝昭	建設課長	山本 正和	建設課土木建設班長 谷口 正義
	和木町	都市建設課長	村岡 辰浩			
	上関町	土木建築課長	先瀆 政則			
	田布施町	建設課長	田中 和彦			
	平生町	建設課長	高岡 浩行			
	阿武町	土木建築課長	田中 達治			
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長	堀江 豊			技術情報管理官 江川 剛
	一般財団法人山口県建設技術センター	技術部 技術部長	小田 定良			
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	和田 昌也	地域道路課長	加田 厚	
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	藤原 浩幸			福永道路構造保全官
	西日本高速道路中国支社	保全サービス統括課長	小柳 公治			
事務局	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 道路管理第二課			西岡副所長、道永保全対策官		
	山口県土木建築部 道路整備課			福田主査、安村主査、河原主任		
	西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所 統括課			中谷統括課長		
	西日本高速道路株式会社中国支社 周南高速道路事務所 統括課			澤田統括課長、岡野		

令和元年度 第1回山口県道路メンテナンス会議 配席表



山口県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「山口県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、山口県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検及び修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断及び技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、山口県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長2名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長、副会長は山口県土木建築部道路整備課長及び西日本高速道路株式会社中国支社山口高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者の幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長が担当する。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所道路管理第二課、山口県土木建築部道路整備課、西日本高速道路株式会社中国支社山口高速道路事務所統括課及び西日本高速道路株式会社中国支社周南高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月29日から施行する。

平成27年 6月10日 別表1、別表2改正

平成28年 7月 6日 別表1、別表2改正

平成29年 7月10日 別表1、別表2改正

平成30年 7月 9日 別表2改正

令和 元年 8月26日 別表1、別表2改正

令和元年度 山口県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役職
会長	国土交通省中国地方整備局	山口河川国道事務所長
副会長	山口県土木建築部	道路整備課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	山口高速道路事務所長
	下関市	建設部長
	宇部市	都市整備部長
	山口市	都市建設部長 都市整備部長
	萩市	土木建築部長
	防府市	土木都市建設部長
	下松市	建設部長
	岩国市	都市建設部長 建設部長
	光市	建設部長
	長門市	建設部長
	柳井市	建設部長
	美祢市	建設農林部長
	周南市	建設部長
	山陽小野田市	建設部長
	周防大島町	産業建設部長
	和木町	都市建設課長
	上関町	土木建築課長
	田布施町	建設課長
	平生町	建設課長
	阿武町	施設課長 土木建築課長
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長
	一般財団法人山口県建設技術センター	技術部 技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
	西日本高速道路中国支社	保全サービス統括課 保全サービス統括課長
事務局	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 道路管理第二課	
	山口県土木建築部 道路整備課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所 統括課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 周南高速道路事務所 統括課	

令和元年度 山口県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役職
幹事長	国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所	副所長
副幹事長	山口県 土木建築部 道路整備課	主査
副幹事長	西日本高速道路株式会社 中国支社 山口高速道路事務所	統括課長
	西日本高速道路株式会社 中国支社 周南高速道路事務所	統括課長
	下関市	道路課長 道路河川建設課長
	宇部市	道路河川管理課長 道路整備課長
	山口市	道路河川管理課長
	萩市	土木課長
	防府市	道路課長
	下松市	土木課長
	岩国市	道路課長
	光市	道路河川課長
	長門市	都市建設課長
	柳井市	土木課長
	美祢市	建設課長
	周南市	建設部次長
	山陽小野田市	土木課長
	周防大島町	建設課長
	和木町	都市建設係長 都市建設課 課長補佐
	上関町	土木建築課長補佐
	田布施町	建設課長
	平生町	建設課—管理班長 建設課課長補佐兼管理班長
	阿武町	施設課—施設整備係長 土木建築課 施設整備係長
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	副所長
	一般財団法人 山口県建設技術センター	技術課長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部地域道路課	課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 道路管理第二課	
	山口県土木建築部 道路整備課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所 統括課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 周南高速道路事務所 統括課	

時期情報	内容情報
4月	
5月	16日：橋梁点検要領ポイント説明会（TV会議方式）
6月	
7月	
8月	1日：点検支援技術活用講習会 26日：第1回山口県道路メンテナンス会議（本会議） 26日：第1回山口県跨道橋連絡会議
9月	11日：定期点検要領改定に伴う実務者講習会
10月	
11月	
12月	予定：第2回山口県道路メンテナンス会議（実務担当者会議）
1月	
2月	
3月	予定：第3回山口県道路メンテナンス会議（本会議） 予定：第1回道路鉄道連絡会議



橋梁定期点検要領ポイント説明会（TV会議方式）
会場：山口河川国道事務所災害対策室



点検支援技術活用講習会
会場：防府土木建築事務所
現場：防府大橋

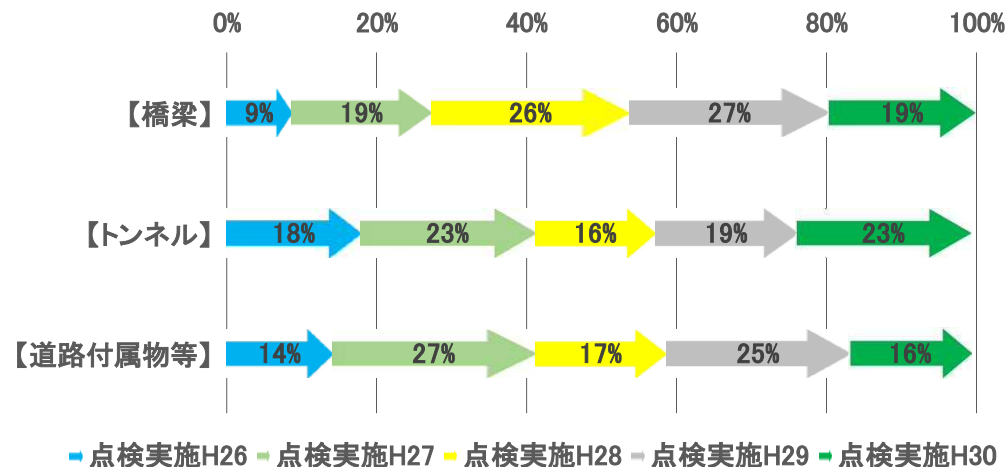


中国地整管内の点検実施状況(全体)

【速報値】

- 平成26年度～平成30年度までの1巡目の点検実施状況は、新設や架け替え工事中、被災により点検ができなかったものを除き、点検を完了。
○令和元年度からも、点検の平準化や点検支援技術の活用など効率化を図り、2巡目の点検を計画的に実施する予定。

【平成26年度～平成30年度までの点検実施状況】



道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
橋梁	94,966	94,764	100%
トンネル	1,418	1,406	99%
道路付属物等	2,758	2,735	99%

※管理施設数①は、H31. 3末現在
※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

【道路管理者別 点検状況】

【橋梁】

道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	4,874	4,850	100%
高速道路会社	2,247	2,246	100%
地方公共団体	87,845	87,668	100%
合計	94,966	94,764	100%

【トンネル】

道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	265	265	100%
高速道路会社	308	308	100%
地方公共団体	845	833	99%
合計	1,418	1,406	99%

【道路付属物】

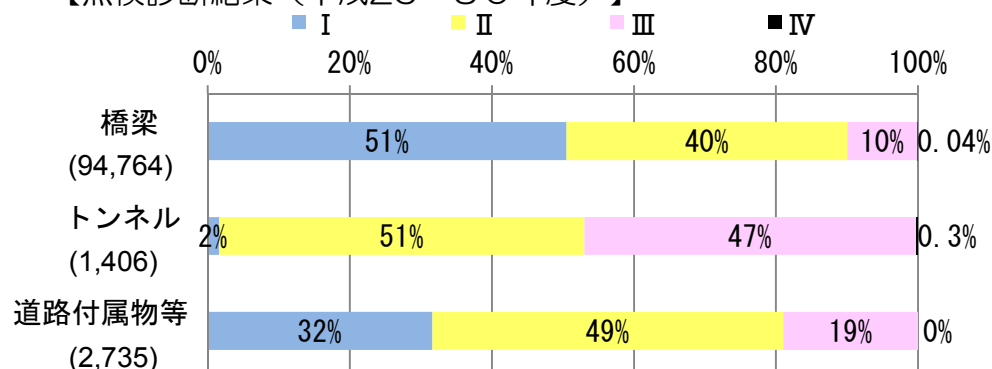
道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	874	872	100%
高速道路会社	610	604	99%
地方公共団体	1,274	1,259	99%
合計	2,758	2,735	99%

※管理施設数①は、H31. 3末現在
※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

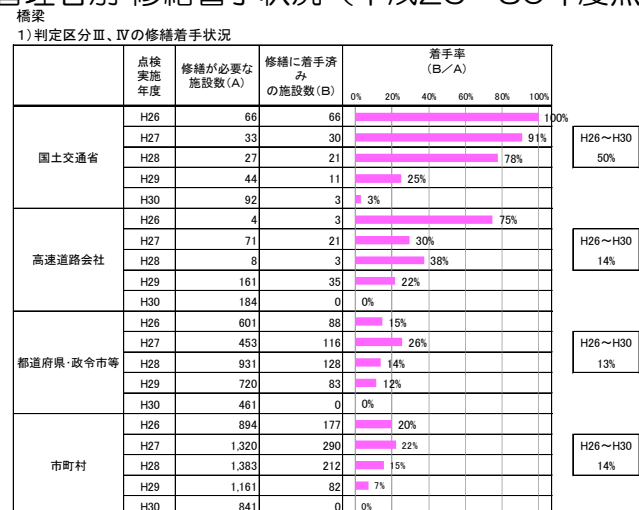
中国地整管内の点検結果、修繕実施状況(全体) 【速報値】

○1巡目(平成26年度～平成30年度)の点検結果は、Ⅲ判定(早期措置段階)以上が、橋梁が1割、トンネルが5割、道路附属物等が2割
○修繕の着手状況は、橋梁が国土交通省：50%、高速道路会社：14%、県・政令市等、市町村：13～14%
トンネルが国土交通省：73%、高速道路会社：62%、県・政令市等、市町村：31～15%
道路附属物等が国土交通省：37%、高速道路会社：69%、県・政令市等、市町村：17～15%に着手している。

【点検診断結果(平成26～30年度)】

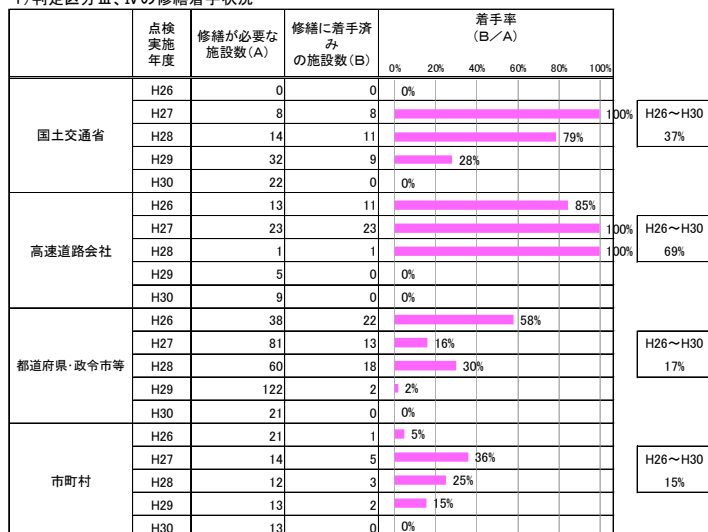


【道路管理者別 修繕着手状況(平成26～30年度点検施設)】



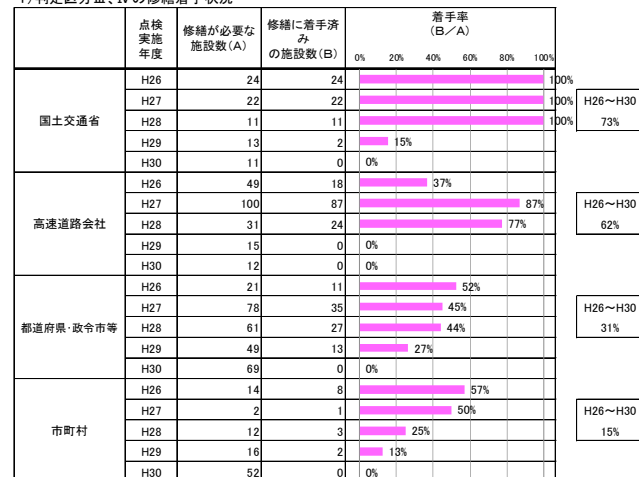
道路附属物等

1) 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕着手状況



トンネル

1) 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕着手状況

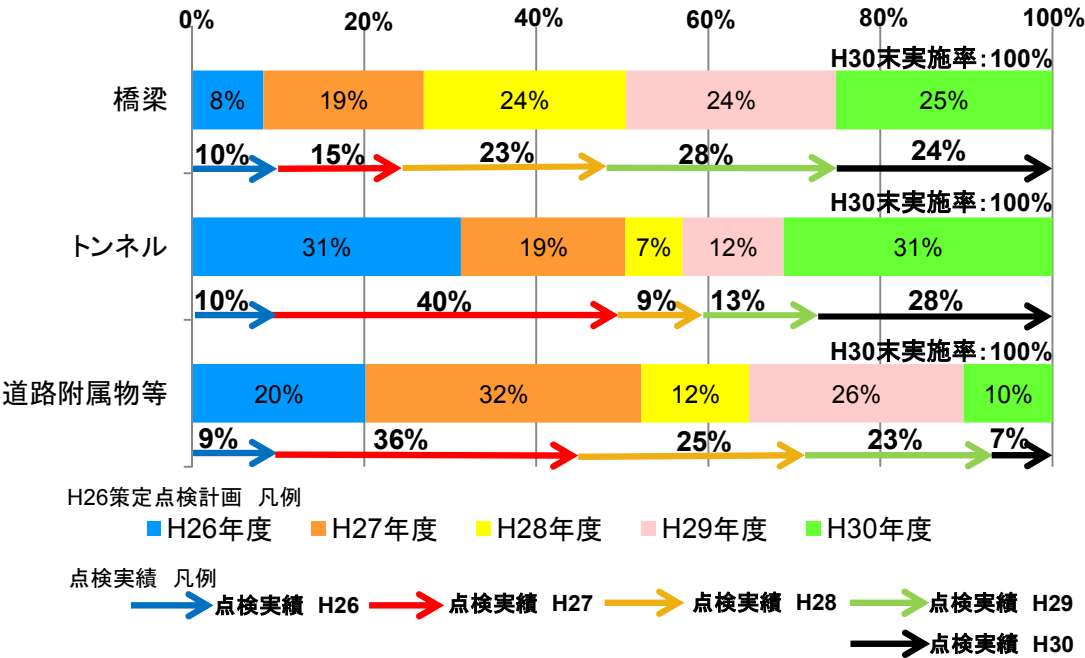


※平成26～30年度に判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、平成30年度までに修繕(設計を含む)に着手した割合(H31.3末時点)

○平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。

○平成30年度末で、新設や架け替え工事中、被災により点検が出来なかったものを除き、全ての施設で点検実施率100%(1巡目点検完了)

<H26－30年度(5年間)の点検実施状況>



道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ②	H30年度末 点検実施率 ③=②/①
橋梁	15,902	15,902	100%
トンネル	271	271	100%
道路付属物等	587	587	100%

※管理施設数①は、H31.4.1現在から、新設や架け替え工事中、被災により点検が出来ない施設を除いた値

※点検実施数②及び点検実施率③は速報値

<橋梁点検状況(管理者別)>

【橋梁】

道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ②	H30年度末 点検実施率 ③=②/①
国土交通省	1,337	1,337	100%
高速道路公社	551	551	100%
地方公共団体	14,014	14,014	100%
合計	15,902	15,902	100%

【トンネル】

道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ②	H30年度末 点検実施率 ③=②/①
国土交通省	39	39	100%
高速道路公社	72	72	100%
地方公共団体	160	160	100%
合計	271	271	100%

【道路附属物等】

道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ②	H30年度末 点検実施率 ③=②/①
国土交通省	197	197	100%
高速道路公社	116	116	100%
地方公共団体	274	274	100%
合計	587	587	100%

※管理施設数①は、H31.4.1現在から、新設や架け替え工事中、被災により点検が出来ない施設を除いた値

※点検実施数②及び点検実施率③は速報値

山口県内のH30点検結果(橋梁)

- 山口県内の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）0橋（0.0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は343橋（9.4%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は2,208橋（60.5%）

<平成30年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数 (H31.4.1現在)	H30 点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	1,337	234	172	44	18	0
高速道路会社	551	111	0	52	59	0
山口県	4,337	1318	285	926	107	0
市町村	9,677	1,986	641	1,186	159	0
合計	15,902	3,649	1,098	2,208	343	0

※ 点検実施数はH31.3月末時点

※ 速報値

山口県内のH30点検結果(トンネル)

- 山口県内のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）3箇所（3.9%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は42箇所（55.3%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は30箇所（39.5%）

<平成30年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数 (H31.4.1現在)	H30 点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	39	10	0	7	3	0
高速道路会社	72	10	0	0	10	0
山口県	129	30	1	14	15	0
市町村	31	25	0	9	13	3
合計	271	76	1	30	41	3

※ 点検実施数はH31.3月末時点

※ 速報値

山口県内のH30点検結果(道路附属物等)

- 山口県内の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は6箇所（14.0%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は27箇所（62.8%）

<平成30年度管理者別点検結果(道路附属物等)>

管理者	管理施設数 (H31.4.1現在)	H30 点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	1 9 7	1 9	5	1 3	1	0
高速道路会社	1 1 6	1 6	4	1 0	2	0
山口県	2 2 8	0	0	0	0	0
市町村	4 6	8	1	4	3	0
合計	5 8 7	4 3	1 0	2 7	6	0

※ 点検実施数はH31.3月末時点

※ 速報値

【山口県(道路附属物等)】各道路管理者別点検実施数、診断結果(案)

平成31年04月01日時点

管理者	管理施設数 (H31. 04. 01現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	197	19	5	13	1	0
高速道路会社	116	16	4	10	2	—
山口県	228	0	0	0	0	0
下関市	6	1	—	—	1	—
宇部市	6	3	—	3	—	—
山口市	2	—	—	—	—	—
萩市	—	—	—	—	—	—
防府市	3	—	—	—	—	—
下松市	4	—	—	—	—	—
岩国市	7	1	—	1	—	—
光市	—	—	—	—	—	—
長門市	—	—	—	—	—	—
柳井市	3	1	1	—	—	—
美祢市	4	—	—	—	—	—
周南市	4	—	—	—	—	—
山陽小野田市	4	—	—	—	—	—
周防大島町	1	1	—	—	1	—
和木町	—	—	—	—	—	—
上関町	—	—	—	—	—	—
田布施町	1	—	—	—	—	—
平生町	1	1	—	—	1	—
阿武町	—	—	—	—	—	—
合計	587	43	10	27	6	0

※速報値

【山口県(橋梁)】各道路管理者別点検実施数、診断結果(案)

平成31年04月01日時点

管理者	管理施設数 (H31. 04. 01現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	1, 337	234	172	44	18	—
高速道路会社	551	111	—	52	59	—
山口県	4, 337	1, 318	285	926	107	—
下関市	1, 512	122	51	56	15	—
宇部市	432	141	20	110	11	—
山口市	1, 303	271	66	199	6	—
萩市	712	219	42	162	15	—
防府市	724	139	86	42	11	—
下松市	167	31	5	26	—	—
岩国市	1, 445	367	157	143	67	—
光市	181	23	2	19	2	—
長門市	489	155	51	97	7	—
柳井市	355	82	45	32	5	—
美祢市	523	175	58	111	6	—
周南市	805	9	2	4	3	—
山陽小野田市	228	41	31	7	3	—
周防大島町	336	77	—	74	3	—
和木町	32	0	—	—	—	—
上関町	45	12	11	1	—	—
田布施町	129	8	4	4	—	—
平生町	147	114	10	99	5	—
阿武町	112	0	—	—	—	—
合計	15, 902	3, 649	1, 098	2, 208	343	0

※速報値

【山口県(トンネル)】各道路管理者別点検実施数、診断結果(案)

平成31年04月01日時点

管理者	管理施設数 (H31. 04. 01現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	39	10	—	7	3	—
高速道路会社	72	10	—	—	10	—
山口県	129	30	1	14	15	—
下関市	2	1	—	—	—	1
宇部市	—	—	—	—	—	—
山口市	2	0	—	—	—	—
萩市	9	9	—	1	7	1
防府市	—	—	—	—	—	—
下松市	1	0	—	—	—	—
岩国市	3	1	—	—	1	—
光市	2	2	—	2	—	—
長門市	1	1	—	—	1	—
柳井市	—	—	—	—	—	—
美祢市	2	2	—	1	1	—
周南市	2	2	—	2	—	—
山陽小野田市	—	—	—	—	—	—
周防大島町	4	4	—	2	1	1
和木町	—	—	—	—	—	—
上関町	—	—	—	—	—	—
田布施町	—	—	—	—	—	—
平生町	—	—	—	—	—	—
阿武町	3	3	—	1	2	—
合計	271	75	1	30	41	3

※速報値

○平成30年度判定区分Ⅳの施設は、トンネル3箇所。緊急措置を実施。
橋梁、道路附属物等は該当無し。

<判定区分Ⅳのリスト>

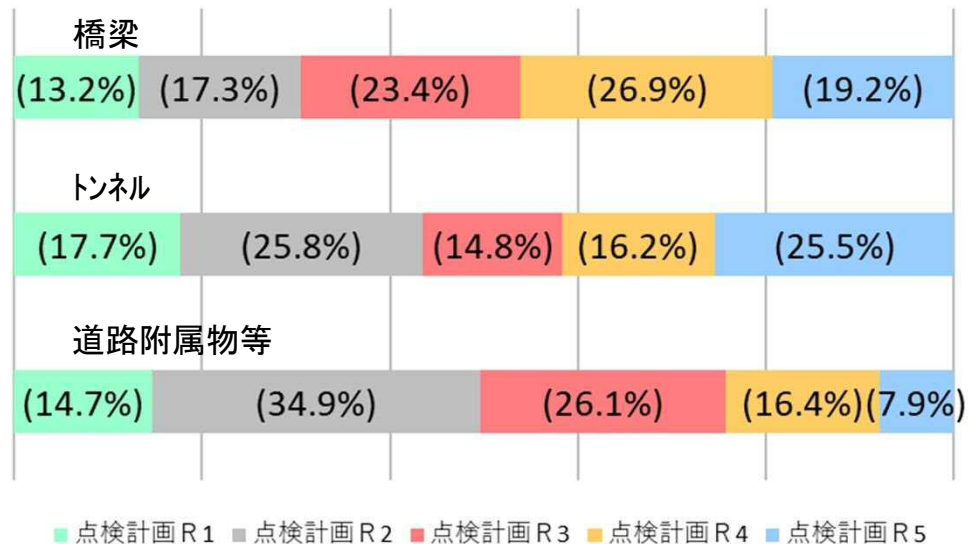
○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急（応急）措置状況
下関市	水垂トンネル	附野水垂線	1930	岩盤崩落（壁面の崩落が生じており危険であるため、内部の詳細点検不可能）	全面通行止
萩市	江舟隧道	市道江舟尻線	不明	覆工に全体的に材質劣化による、うき・剥離・剥落が見られる。	全面通行止
周防大島町	沖浦隧道	出井津海木線	1921	コンクリートの著しい材質劣化による骨材露出、うきが確認された。	全面通行止

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

＜R1～R5年度(5年間)の点検計画＞



※四捨五入の関係で表示の合計が合わない場合がある。

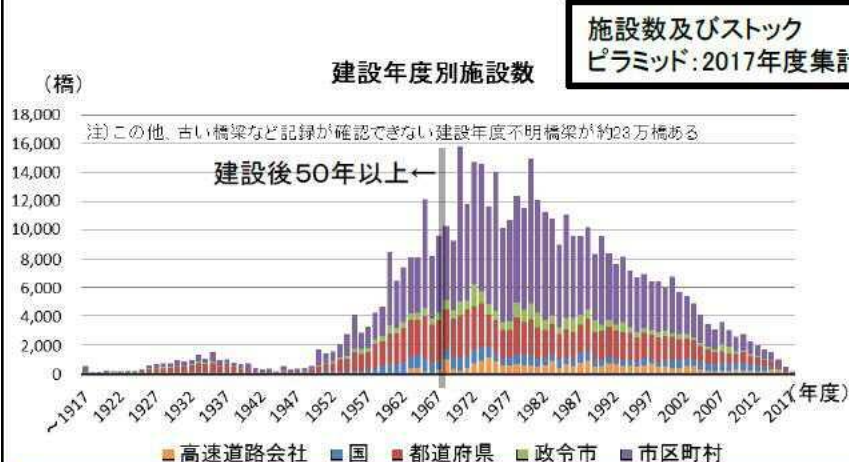
	管理者	施設数	点検計画					備考
			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	
橋梁	国土交通省	1,337	(20.6%) 275	(20.6%) 275	(20.6%) 276	(20.7%) 277	(17.5%) 234	
	高速道路会社	533	(29.8%) 159	(20.8%) 111	(18.0%) 96	(14.8%) 79	(16.5%) 88	
	地方公共団体	14,066	(11.9%) 1,667	(16.9%) 2,371	(23.8%) 3,352	(27.9%) 3,927	(19.5%) 2,741	
	合計	15,936	(13.2%) 2,101	(17.3%) 2,757	(23.4%) 3,724	(26.9%) 4,283	(19.2%) 3,063	
トンネル	国土交通省	39	(20.5%) 8	(25.6%) 10	(10.3%) 4	(17.9%) 7	(25.6%) 10	
	高速道路会社	72	(11.1%) 8	(20.8%) 15	(29.2%) 21	(25.0%) 18	(13.9%) 10	
	地方公共団体	160	(20.0%) 32	(28.1%) 45	(9.4%) 15	(11.9%) 19	(30.6%) 49	
	合計	271	(17.7%) 48	(25.8%) 70	(14.8%) 40	(16.2%) 44	(25.5%) 69	
道路附属物等	国土交通省	197	(17.3%) 34	(20.8%) 41	(25.9%) 51	(25.4%) 50	(10.7%) 21	
	高速道路会社	127	(34.6%) 44	(40.2%) 51	(10.2%) 13	(2.4%) 3	(12.6%) 16	
	地方公共団体	274	(3.6%) 10	(42.7%) 117	(33.6%) 92	(16.4%) 45	(3.6%) 10	
	合計	598	(14.7%) 88	(34.9%) 209	(26.1%) 156	(16.4%) 98	(7.9%) 47	

※ 管理施設数はH31.04.01現在の移管・廃止・新規予定数を含む見込み施設数。

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」

現在のインフラの状況（老朽化が進むインフラ）

出典：国土交通省調べ



高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、
建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、
ここでは便宜的に建設後50年で整理。

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋[約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約25%	約39%	約63%
トンネル[約1万本 ^{注2)}]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等)[約1万施設 ^{注3)}]	約30%	約43%	約64%
下水道管きょ[総延長：約45万km ^{注4)}]	約4% (2016年3月時点)	約8%	約21%
港湾岸壁[約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約10% (2016年3月時点)	約32%	約58%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。

注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)

注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

インフラメンテナンス国民会議（平成28年11月設立）

目的

- 革新的技術の発掘と社会実装
- 企業等の連携の促進
- 地方自治体への支援
- インフラメンテナンスの理念の普及
- インフラメンテナンスへの市民参画の推進



インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」の活動内容

○インフラメンテナンスのベストプラクティス（好事例）の水平展開

・施設管理者（自治体等）が抱える維持管理の課題解決に向けた民間企業等のノウハウの情報交換を行うために
1～5の取り組みを進める



○民間企業と連携した中国地方発の技術開発

・①の取り組みの成果として、異業種の連携や技術の融合（中国地方の企業間でのマッチングによる技術開発）

※マッチング案件に関する証明、認証、技術の農付けを国が行うものではない

★国民会議の活動による企業連携・技術マッチングの成果例★

<官民マッチング（現場試行等）>



インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」へ参画した場合のメリット

○インフラメンテナンスのベストプラクティス（好事例）の水平展開



民間活用の取組事例の紹介



課題解決に繋がるアイデア紹介



技術の紹介やマッチング



マッチング成立した技術の実証試験

◆施設管理者のメリット

- ✓ ベストプラクティスの情報共有（課題と解決策の共有）
- ✓ メンテナンスの効率化・高度化

◆民間企業のメリット

- ✓ 施設管理者のニーズの把握
- ✓ 保有技術の活用・応用、新技術の開発

◆施設管理者のメリット

- ✓ 施設管理者のニーズを踏まえた技術開発
- ✓ 地元のメンテナンス産業の育成、拡大

◆民間企業のメリット

- ✓ 技術開発のための実証を行うフィールドを使用
- ✓ 地方公共団体等の実績の確保
- ✓ 異業種企業との連携による開発コストの分散・縮減

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」への入会案内

入会手続きは、国民会議「ちゅうごく」HP (<http://www.cgr.mlit.go.jp/im/index.html>) からお願いします。

●手続き1.インフラメンテナンス国民会議への入会

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

送付先: hqt-maintenance-sogo@ml.mlit.go.jp

●手続き2.国民会議「ちゅうごく」（公認地方フォーラム）への入会

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

送付先: jcim-chugoku@fukken.co.jp

入会金・
年会費等
は無料！

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」

ホーム

国民会議とは

入会案内

お問い合わせ

過去のイベント等

入会方法 （年会費は、無料です！！！！）

- インフラメンテナンス国民会議『ちゅうごく』に入会していただくには、
1.インフラメンテナンス国民会議に様式をメールしてください。
○または、様式に記載して提出いただければ、事務局でメールしておきます。

●入会を希望される方は、次の2つの申込み手続きをお願いいたします。

1. インフラメンテナンス国民会議【入会申込書】

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

入会申込み書の送付先：hqt-maintenance-sogo@ml.mlit.go.jp

問合せ



① 第K-1号様式をメール

2. 「ちゅうごく」（公認地方フォーラム）【「ちゅうごく」入会申込書】

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

「ちゅうごく」入会申込書の送付先：jcim-chugoku@fukken.co.jp

「インフラメンテナンス国民会議」入会申込書

インフラメンテナンス国民会議事務局 御中

インフラメンテナンス国民会議への入会を申し込みます。

申込者

会員種別			
企業・団体等 名称			
企業・団体等 所在地		〒	-
		住所	
代表者 (窓口(正))	氏名	(よみがな)	
	所属		
	役職		
	連絡先	TEL	
		メール	
代表者 (窓口(副))	氏名	(よみがな)	
	所属		
	役職		
	連絡先	TEL	
		メール	

※企業・団体内の方に対するメルマガ等の配信については、正又は副窓口代表者より転送願います。

※正・副代表者が異動等により変更となる場合は、事務局に連絡下さい。

※メールアドレス等を手書きで記入するときは、アルファベットの太文字と小文字が判るように記入をお願いします。

例 数字の1(イチ)とアルファベット小文字 l(エル)

数字の0(ゼロ)とアルファベット太文字 O(オー)

※入会申込書の提出によりご登録いただいた個人情報の全部又は一部を国土交通省と国民会議の運営支援のために業務委託契約を締結した委託先企業に対し、会員情報整理のために提供することがあります。